

# 高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱

制定 平成 25 年 11 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「建築物」とは、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 「要緊急安全確認大規模建築物」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号）による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物及び要緊急安全確認大規模建築物として位置付けられることが確実なものであり、不特定かつ多数の者が利用する建築物及び地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物等であって、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物をいう。
- (3) 「要安全確認計画記載建築物」とは、法第 7 条第 1 項に規定する要安全確認計画記載建築物及び要安全確認計画記載建築物として位置付けられることが確実なものであり、法第 5 条第 3 項第 1 号の規定により大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物及び記載されることが確実な建築物、又はその敷地が法第 6 条第 3 項第 1 号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接し、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物をいう。
- (4) 「耐震診断」とは、法第 7 条第 1 項及び法附則第 3 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。

(補助目的、補助対象事業等)

第 3 条 県は、南海トラフ巨大地震に備え、不特定多数の利用者及び避難弱者の安全並びに緊急輸送道路等の避難路及び避難所の機能を確保するため、次に掲げる事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業。ただし、平成 28 年 3 月 31 日までに着手する事業に

限る。

(2) 市町村が前号の事業を行うまでの間に、要緊急安全確認大規模建築物を対象に、当該建築物の所有者が行う耐震診断。ただし、平成 26 年 3 月 31 日までに着手するものに限る。

2 前項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助金の額は、同項第 1 号の事業については別表第 1、同項第 2 号の事業については別表第 2 にそれぞれ定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第 4 条 補助事業を実施しようとする市町村又は建築物の所有者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助の条件）

第 5 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第 2 号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業費の 30 パーセント以内の減額をいう。）は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第 3 号様式による補助事業（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合であって、当該期間の延長が翌年度にわたるときには、あらかじめ別記第 4 号様式による補助事業実施期間延長承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後 5 年間保管しておかななければならないこと。

(5) 補助事業の実施に当たっては、別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(7) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前 3 号の条件を付さなければならないこと。

(8) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に 100 分の 25 を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(9) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項

(補助金の交付の決定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の申請の取下げの期日)

第7条 補助事業者が規則第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知後15日以内とする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(現場検査)

第9条 市町村は、第3条第1項第1号の事業のうち、耐震改修について、現場検査を行うものとする。

2 知事は、市町村長から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に職員を同行させることができる。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合には、当該年度の3月31日までに別記第6号様式による年度終了報告書を提出しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第8号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第5条第8号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補

助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付及び概算払)

第 12 条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

2 規則第 14 条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 8 号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。ただし、概算払の請求ができる事業は、第 3 条第 1 項第 1 号の事業に限る。

(補助金の返還等)

第 13 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完了しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者が別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(報告等)

第 14 条 知事は、補助事業者に対して、補助事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 11 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事業に係るものについては、当該事業に係る予算が議決された日から施行する。